

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制定について

住友生命保険相互会社（社長 橋本雅博）は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を別紙のとおり制定しました。

本ガイドラインは、実効的なコーポレートガバナンスの実践のための基本方針と、基本方針に基づく運営方針を定めるものです。

本ガイドラインの定めるところにより、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、さらに、迅速・果敢な意思決定および適切な業務執行を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の構成（抜粋）

区分	規定内容
総則	コーポレートガバナンス・ガイドラインの目的 経営方針
企業統治システム	企業統治システムに関する基本的な考え方 機関設計（指名委員会等設置会社） 取締役会および法定の3委員会の役割等
内部統制システム	内部統制基本方針
社員 ^(※) との関係	社員・総代の権利の尊重 社員との対話

(※) 相互会社における社員とは、保険契約者（剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く）のことです。

また、本年6月1日より上場会社には東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」が適用されていることを踏まえ、コーポレート・ガバナンスは会社形態に関わらず共通のものであるとの認識のもと、当社においても任意でこれに対応することとし、「コーポレートガバナンス・コード」への対応状況の開示・説明として、任意で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を策定いたしました。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」およびコーポレートガバナンス・コードにおいて開示が求められている事項については、当社ホームページにおいて開示しております。

- ・コーポレート・ガバナンスに関する報告書
- ・コーポレートガバナンス・ガイドライン
- ・社外取締役の独立性に関する基準
- ・取締役候補者の選定の方針
- ・監査委員の選定の方針
- ・執行役の選任の方針
- ・執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針
- ・執行役の選任理由

<http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/group/governance.html>

以上

コーポレートガバナンス・ガイドライン

平成27年 7月 2日制定

第1章 総則

(本ガイドラインの目的)

第1条 本ガイドラインは、実効的なコーポレートガバナンスの実践が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの認識のもと、住友生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本方針と、基本方針に基づく運営方針を定めるものである。

(経営方針)

第2条 当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針とする。

第2章 企業統治システム

(企業統治システムに関する基本的な考え方)

第3条 当社の企業統治システムに関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

1. 経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会が執行役および取締役による職務の執行の監督に最大限専念することにより、コーポレートガバナンスの実効性の確保を図る。
2. 業務執行の決定に関しては、原則として、法令等において取締役会から執行役への委任が禁じられている事項を除き、執行役への委任を行うことで、迅速・果敢な意思決定の実現を図る。
3. 第9条に定める独立性基準を満たす社外取締役を中心とした委員会等を活用することを通じて、意思決定プロセスの透明性・公平性の向上を図るとともに、執行に対する監督の実効性の向上を図る。

(機関設計)

第4条 当社は、経営の監督機能と執行機能を制度的に分離することにより、経営の監督機能および透明性・公正性のさらなる向上を図るとともに、執行役への権限委任を通じた意思決定の迅速化を図る観点から、指名委員会等設置会社を選択する。

(取締役会の構成)

第5条 取締役の員数は、定款で定める15名以内とし、社外の知見の積極的な経営への反映および取締役の多様性の観点も踏まえ、その3分の1以上に相当する員数は、社外取締役とする。

- ② 取締役会議長は、取締役会長がこれを務めるものとする。
- ③ 取締役会の構成等については、指名委員会において取締役候補者の審議を行うに際し、取締役会の自己評価等も斟酌したうえで、必要に応じて検討を行うものとする。

(取締役会の役割等)

第6条 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現することを通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。

- ② 取締役会は、法令において取締役会の専決事項とされている経営の基本方針や内部統制システムに係る事項等を決定するほか、執行役および取締役の職務の執行を監督することを主な役割とする。
- ③ 取締役会は、執行役による迅速・果断な意思決定を支援する観点から、法令等において取締役会から執行役への委任が禁じられている事項を除き、業務執行の決定については、原則として、執行役に委任する。
- ④ 取締役会は、執行役の選任に際しては「執行役の選任の方針」を踏まえるとともに、執行役がその機能を効果的かつ効率的に発揮するために適正な構成等も考慮したうえで選任するものとする。
- ⑤ 取締役会は、指名委員、監査委員および報酬委員の選定に際しては、各委員会がその機能を効果的かつ効率的に発揮するために適正な構成等も考慮したうえで選定するものとする。なお、監査委員の選定に際しては、別に定める「監査委員の選定の方針」に基づき選定するものとする。
- ⑥ 取締役会の運営に関する事務は総務部が事務局としてこれにあたる。

(取締役の役割等)

第7条 取締役は、取締役会の構成員として会社の意思決定に参画するとともに、執行役および取締役の職務の執行を監督する。また、就任した委員会の委員としての職務を遂行する。

- ② 社外取締役は、前項の役割に加え、以下の役割を果たすものとする。
 - 1. 会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、自らの知見に基づき助言を行う。
 - 2. 執行役の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。
 - 3. 会社と取締役または執行役との間の利益相反の監督を行う。
 - 4. 様々なステークホルダーの意見を踏まえ、社外の知見を取締役に適切に反映する。

(取締役の研鑽等)

第8条 取締役は、法令等の規制はもとより国内外における金融情勢等、当社を取り巻く様々な環境変化等に関する知見を深め、自らの役割を適切に果たすことができるよう、積極的に研鑽に努めるものとする。

- ② 当社は、重要な法令の改正等の機会を捉えて、適宜、社内外の人材を活用した研修の実施等を通じて、取締役がその役割を適確に果たすために必要となる知識習得を支援する。特に、社外取締役の就任に際しては、当社の経営状況や業務内容、法令等による規制の内容、その他当社の取締役としての職務を遂行するにあたって必要となる知識の付与に努める。
- ③ 社外取締役は、その職務の遂行上必要な場合は、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができるものとする。

(独立性基準)

第9条 社外取締役の独立性は、別に定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づき判断する。なお、独立性の判断に際しては、社外取締役としての在任期間も斟酌するものとする。

(執行役の構成)

第10条 執行役は、30名以内とし、取締役が兼任することができるものとする。

- ② 取締役会決議により、執行役の中から代表執行役を若干名選定する。
- ③ 取締役会決議により、代表執行役の中から代表執行役社長1人を選定する。代表執行役社長は、会社業務を統理執行する。
- ④ 前項のほか、取締役会決議により、役付執行役として執行役副社長、執行役専務および執行役常務を若干名選定することができるものとする。
- ⑤ 取締役会は、執行役の選任および代表執行役または役付執行役の選定に際しては、指名委員会に諮問を行い、指名委員会の答申の内容を踏まえたうえで、決議するものとする。

(執行役の役割等)

第11条 執行役は、迅速・果断な意思決定および適切な業務執行を通じて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。

- ② 執行役は、次の各号に定める職務を遂行する。
 - 1. 取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定
 - 2. 当社の業務の執行
 - 3. 業務執行の状況に関する取締役会への報告

(指名委員会の構成)

第12条 指名委員会は、取締役である委員3名以上で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

- ② 指名委員会の委員長は、取締役会の決議により、原則として社外取締役の中からこれを選定する。

(指名委員会の役割等)

第13条 指名委員会は、「取締役候補者の選定の方針」を策定し、取締役の選任および解任に関する総代会の議案の内容を決定するほか、取締役会からの諮問を受けて次の各号に掲げる事項について審議を行い、取締役会に答申するものとする。

1. 監査委員の選定の方針に関する事項
2. 執行役の選任の方針に関する事項
3. 執行役の選任および解任に関する事項
4. 代表執行役の選定および解職に関する事項
5. 役付執行役の選定および解職に関する事項
6. 執行役員を選任の方針に関する事項
7. 保険計理人の選任および解任に関する事項
8. 前各号に定めるもののほか、取締役会が必要と認めた事項

- ② 指名委員会の運営に関する事務は人事部が事務局としてこれにあたる。

(取締役候補者の選定の方針)

第14条 取締役候補者の選定にあたっては、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定ならびに執行役および取締役の職務の執行に対する監督において機能を発揮することができる十分な知識および経験ならびに高い見識を有することを確認することとし、その具体的な内容は、指名委員会が別に定める「取締役候補者の選定の方針」に基づくものとする。

(監査委員会の構成)

第15条 監査委員会は、執行役を兼任しない取締役である委員3名以上で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

- ② 監査委員会の委員長は、取締役会の決議により、原則として社外取締役の中からこれを選定する。

- ③ 監査委員会には常勤の監査委員を置くこととし、原則として社内取締役である監査委員を常勤の監査委員とする。

(監査委員会の役割等)

第16条 監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行う。

また、会計監査人の解任または不再任の決定の方針ならびに会計監査人を評価するための基準を策定し、総代会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定する。

- ② 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役および取締役ならびに使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または、会社の財産の状況を調査することができる。また、執行役の職務の執行を監査するため、必要があると認めるときは、実質子会社（保険業法に定める実質子会社をいう。）に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査することができる。
- ③ 監査委員会は、前2項のほか、取締役会からの諮問を受けて次に掲げる事項について審議を行い、取締役会に答申するものとする。
 1. 保険業法に定める内部統制システムの整備に関する事項
 2. 前号に定めるもののほか、取締役会が必要と認めた事項
- ④ 監査委員会の職務の補助および監査委員会の運営に関する事務を行う監査委員会の直属の組織として、監査委員会事務局を置く。

(報酬委員会の構成)

第17条 報酬委員会は、取締役である委員3名以上で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

- ② 報酬委員会の委員長は、取締役会の決議により、原則として社外取締役の中からこれを選定する。

(報酬委員会の役割等)

第18条 報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を策定し、執行役および取締役の個人別の報酬等を決定するほか、取締役会からの諮問を受けて次の各号に掲げる事項について審議を行い、取締役会に答申するものとする。

1. 執行役員報酬等の方針に関する事項
 2. 職員（執行役員を除く。）の報酬等の基本方針に関する事項
 3. 保険計理人の報酬等の方針に関する事項
 4. 前各号に定めるもののほか、取締役会が必要と認めた事項
- ② 報酬委員会の運営に関する事務は人事部が事務局としてこれにあたる。

(執行役および取締役の報酬等に関する基本方針)

第19条 執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとし、その具体的な内容は、報酬委員会が別に定める「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」に基づくものとする。

(社外取締役経営協議会)

第20条 当社の中長期の経営戦略や事業展開、その他経営上の重要事項等に関し、社外取締役同士、あるいは、社外取締役と代表執行役による自由闊達な意見交換を促進し、社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会を設置する。

第3章 内部統制システム

(内部統制基本方針)

第21条 当社は、取締役会決議により保険業法の規定に基づく内部統制基本方針を定め、同方針に基づきリスク管理やコンプライアンス態勢、内部監査機能の充実等の内部統制システムを整備する。

- ② 内部統制システムの整備に関する事項は、監査委員会への諮問を経たうえで取締役会においてその実効性を検証するとともに、必要な改善を図るものとする。

第4章 社員との関係

(社員および総代の権利の尊重)

第22条 総代選出にあたっての信任投票または総代会における議決権の行使は、社員または総代の権利であり、当社は、社員または総代が適切に権利を行使できる環境を整備するとともに、非財務情報を含め、適時・適切な情報開示に努めるものとする。

- ② 前項の情報開示にあたっては、平易簡明な表現を用いるとともに、具体的な記述とするよう努めるものとする。

(社員との対話)

第23条 当社は、社員の意見を幅広く吸収し、経営に反映していく観点から、全国の支社等においてご契約者懇談会を開催する。

- ② ご契約者懇談会での意見等については、取締役会に報告を行い、コーポレートガバナンスの改善に向けた一助とするとともに、意見等の概要を適時・適切に情報開示するものとする。

第5章 改廃

(改廃)

第24条 本ガイドラインは、実効的なコーポレートガバナンスは不変のものではないとの認識のもと、社会情勢や経済環境の変化等も踏まえ、適宜、取締役会において改廃の要否について検討を行い、必要に応じて取締役会決議により見直しを行うものとする。